

施策名	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課		
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		

施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)
 第四次循環型社会形成推進基本計画

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成						
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度								
					実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値									
1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	90	H26年度	50	R7年度	50	50	50	50	50	50	-	92	81	72	-	-	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(令和2年度:100件→50件)したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	×
2 年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数(件)	-	-	6	R9年度	-	-	-	13	13	12	6	-	-	-	-	-	-	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。	○
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	143	H27年度	100	R7年度	100	100	100	100	100	100	-	139	107	134	-	-	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(令和2年度:150件→100件)したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	×
4 目標期間内にバーゼル条約締約国会議(COP)で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	2	H28~R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。(以前の目標は、平成28~令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件)	○
5 バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	9	H26年度	3	毎年度	4	3	3	3	3	3	3	10	11	0	1	-	-	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を示す指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。	○
6 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	-	-	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関してトレーサビリティを確保することを目標として設定。	○

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 不法投棄等未然防止・事案対策費(平成10年度)	1,2,3	0135	(5) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(平成10年度)	1,2	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金(平成18年度)	4,5	0136	(6) 廃棄物等の輸出入の適正化推進費(平成25年度)	5	0136	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) クリアランス物管理システム運用費(平成18年度)	6	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) パーゼル条約実施等経費(平成8年度)	4,5	0136	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は目標には届かなかったが着実に減少している。一方、新規発生件数は前年度と比べ増加したものの、現に支障等が生じている事案への対応については都道府県等において着手済みである。 パーゼル条約違反の通報件数は令和4年度0件に続き、令和5年度1件と目標を達成した。 クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。 											
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向けて相当程度の進展があったことから、達成手段は当該施策目標に概ね有効かつ効率的に寄与していると考えられる。 現在設定している目標を継続する。 											
	学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>マニフェスト制度の徹底及び罰則等の法的措置や、都道府県等によるパトロールなどの「未然防止」、廃棄物処理法に基づく監督・指導による不法投棄と不適正処理の「拡大抑制」を行うとともに、発生した不法投棄等事案のうち生活環境保全上の支障又はおそれがある場合は、措置命令等で排出事業者責任を徹底してきた。また、日本からの有害廃棄物の不適正な輸出の防止に取り組むことで、海外輸出先の廃棄物問題を未然に防いだ。これらの取組は、国際的な廃棄物問題への対策や排出事業者に適正な廃棄物の管理を促し(「つかう責任」の意識醸成。)、目標12番「つくる責任 つかう責任」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>廃棄物処理法による不法投棄・不適正処理を起させない体制や生活環境保全上の支障又はそのおそれの速やかな除去などの取組は、目標14番「海の豊かさを守ろう」や目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に間接的に貢献できた。またパーゼル条約の議論や取り組みに貢献することで、廃棄物問題に関連する目標にも貢献すると思われることから、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。</p>										
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物不法投棄等実態調査													